三十三号中「附則第六条第一項第三十号」を「附則第六条第一項第十八号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第三十四号中「附則第六条第一項第三十一号」を「附則第六条第一項第十九号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第三十五号中「附則第六条第一項第三十二号」を「附則第六条第一項第二十号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第三十六号を削り、同条第八項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を次のように改める。

7　平成二十六年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに附則第六条第七項及び第八項の規定に準じて算定した額とする。

附則第七条第七項を同条十一項とし、同条第六項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　平成二十六年度及び平成二十七年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域力の創造等のための施策を推進することが特に必要であると認められる地域における地域力の創造等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　附則第六条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と読み替えるものとする。

三　附則第六条第三項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「第二十四条第一項第一号」とあるのは「第二百九十四条第一項第一号」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と読み替えるものとする。

7　平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度の消防救急デジタル無線及びアナログ無線の維持管理に要する経費から当該年度の普通交付税の算定において消防救急無線の保守・修繕費用として基準財政需要額に算入された消防費の額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　附則第六条第四項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「八円」とあるのは「五八円」と読み替えるものとする。

三　附則第六条第四項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。

8　平成二十六年度から平成二十九年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

9　平成二十六年度から平成三十年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号に掲げる情報システムのうち、複数の地方公共団体による情報システムの集約及び共同利用を行うもの又は容易に当該集約及び共同利用を行うことが可能なものの整備に必要な経費として総務大臣が調査した額の合算額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円）を加えた額とする。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二　個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三　個人番号カードの券面を、住民の利便性の向上に資する事務（前二号に掲げる事務を除く。）の処理に利用するための情報システム

附則第十条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　平成二十六年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第四十一号、第十二号及び第四十九号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

附則第十一条第一項及び第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の特別交付税から適用する。

（経過措置）

第二条　平成二十六年度に限り、この省令による改正後の特別交付税に関する省令（以下「新令」という。）第四条第一項第一号の額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加算するものとする。

一　国の補助金を受けて施行する地上デジタルテレビ中継局整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する辺地共聴施設整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に、加入世帯が二十世帯以下の事業にあつては〇・五を、加入世帯が二十世帯を超える事業にあつては〇・三を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行するケーブルテレビ幹線対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

第三条　平成二十六年度に限り、新令第五条第一項第三号イの額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加算するものとする。

一　携帯電話等からの一一九番通報の発信位置を特定するための簡易端末の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　前条各号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　戸籍又は除かれた戸籍の副本（電磁的記録に限る。）を電気通信回線を通じて管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の使用に係る電子計算機に送信する事務の実施に伴い市町村の戸籍情報システムの改修等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額